

障がい福祉サービス利用までの流れ

①相談

市役所または指定特定相談支援事業所に相談します。相談の結果、福祉サービスが必要な場合は市役所に利用申請をします。

②申請・障がい支援区分の認定(必要な方のみ)

市役所の窓口にて福祉サービスの利用申請をします。年齢や利用するサービスによっては、「障がい支援区分」の認定(※)が必要です。

【認定が必要】 18歳以上で、介護給付を利用する方

【認定の必要なし】 18歳未満または訓練等給付や地域相談支援給付のみ利用する方

③サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の作成

指定特定相談支援事業者と面談(どのような目的でサービスを利用するか、どんなサービスをどの程度利用するか)を行い、必要に応じてサービス提供する事業所の見学や体験利用をします。「サービス等利用計画(案)」または「障害児支援利用計画(案)」が作成され、捺印をしたものを市役所に提出します。

④支給決定

市役所は「サービス等利用計画(案)」または「障害児支援利用計画(案)」を踏まえて支給決定を行い、受給者証を発行します。

支給決定された内容に基づき、指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画書」または「障害児支援利用計画書」を作成します。

⑤サービスの利用開始・モニタリング

サービスを利用する事業所を選択して契約を結び、サービス等利用計画書(障害児支援利用計画書)の内容に基づきサービス利用が開始します。

一定期間ごとに、指定特定相談支援事業所によるモニタリング(サービス等利用計画書の見直し)が行われます。

(※)障がい支援区分の認定

サービス申請後、市役所の職員により、心身の状態や日常生活に関する内容等の聞き取り調査(認定調査)が行われ、調査結果と主治医の意見書をもとに、市の審査会(月1回)で審査・判定され、どれくらいのサービスが必要な状態か(障がい支援区分)が決められる